

参考資料（要綱）

排水設備設置義務免除取扱要綱(抄)

改訂 平成22年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項ただし書きの規定に基づく排水設備設置義務の免除（以下「免除」という。）に関し、必要な事項を定め、もって、業務の統一的、かつ、適正な執行を図ることを目的とする。

(免除の要件)

第2条 免除は、次の各号の要件に該当する場合に行うことができる。

- (1) 免除により放流する下水（以下「放流下水」という。）を直接放流することができる適当な公共用水域〔水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定するものをいう。〕があること。
- (2) 放流下水の水質が、年間を通して、その地域の下水道終末処理場に適用される下水道法施行令第6条及び水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号）に適合していること。
- (3) 放流下水のための設備（以下「放流設備」という。）と排水設備は、完全に分離し、かつ、その排水系統が容易に確認できること。
- (4) 排水処理施設は、放流下水の水質を基準内に安定維持できるよう維持管理体制が確立されており、かつ、放流下水の水質管理体制も確立されていること。
- (5) 放流下水の量及び下水道への排除量が測定できること。

2 前項の規定にかかわらず、一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）がやむを得ないと認めたときは、免除することができる。

(許可の対象)

第3条 許可の対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 間接冷却水
- (2) 屋外プール水
- (3) 排水処理施設を必要としない、(1)(2)に類する下水。
- (4) 現に工場又は事業場で既設の排水処理施設で処理されている下水。
- (5) その他管理者がやむを得ないと認めた下水。

(許可の基準)

第4条 要綱第2条第1項第2号の基準に適合すると判断するには、次の各号の水質測定結果が基準内であること。

- (1) 申請者が行った当該下水の水質測定結果（年間を通して、公的機関又は都道府県知事登録の計量証明機関で実施した計量証明。）
- (2) 申請後管理者が行った当該下水の水質測定結果。

(免除の許可申請)

第5条 免除を受けようとする者は、あらかじめ排水設備設置義務免除（変更）許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて管理者に提

出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 放流下水計画書（様式第2号）

(2) 下水道法、水質汚濁防止法又は、その他関係法令に基づく認可、許可等を受けているときは、その処分を示す書類の写し。

(3) 公共用水域に関する取水又は排除の許可等を公共用水域の管理者等から受けているときは、その許可書の写し。

(4) その他、管理者が指定するもの。

2 次の各号に該当するものは、許可申請の添付書類のうち、管理者の指示するところにより、一部を省略することができる。

(1) 間接冷却水

(2) 屋外プール水

(3) 排水処理施設を必要としない(1)(2)に類する下水

(許可書の交付)

第6条 管理者は、前条の申請書の提出があった場合は、これを審査すると共に放流下水の水質が適当と認めるときは、排水設備設置義務免除（変更）許可書（様式第3号）を申請者に交付する。許可書の交付にあたっては、別添第1に定める条件を付する。ただし、管理者が必要と認めるときは条件を加えることができる。なお、不許可とする場合は、理由を付して申請者に申請書を返却する。また、これらに係る標準処理期間は、申請書が提出されてから30日以内とする。

(免除の期間)

第7条 免除の期間は1年以内とするが、排水設備設置義務免除申請書の内容に変更がない限り継続する。ただし、他法令等により規制された場合には、この限りでない。

(測定義務)

第8条 免除の許可を受けた者は、別添第1に定めるところにより放流下水の水質測定を行うものとする。また、放流下水量も測定するものとする。

(報告義務)

第9条 前条の結果は、放流下水報告書（様式第4号）に添付書類を添えて、管理者に報告するものとする。

(立入検査)

第10条 管理者は、放流下水について必要と認めるときは、立入検査をすることができる。

(各種届出事項)

第11条 免除の許可を受けた者が、住所又は氏名を変更したとき、及び地位を承継したとき又は公共用水域への下水の放流を廃止したときは、変更及び承継又は廃止した日から30日以内に氏名変更等届出書（様式第5号）、承継届出書（様式第6号）、又は廃止届出書（様式第7号）により管理者に届け出るものとする。

また、放流設備を休止しようとするときは、あらかじめ休止届出書（様式第7号）により管理者に届け出るものとする。

(監督処分)

第12条 管理者は、免除の許可を受けた者が次の各号に該当したときは、下水道法第38条の規定に基づき必要な措置を命ずることができる。

- (1) 放流先の公共用水域がなくなったとき。
- (2) 管理者が要綱第2条第1項第2号の基準に適合しないと認めたとき。
- (3) 水質汚濁防止法及びその他の関係法令等の改正により、放流下水に罰則を受けたとき。
- (4) 下水道法、水質汚濁防止法及びその他の関係法令等の改正により、許可の条件等を遵守できなくなったとき。
- (5) 放流先を公共用水域から公共下水道にしたとき。
- (6) その他管理者が必要と認めるとき。

付則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、すでに免除の許可を受けている者が、引き続き免除の許可を受けようとするときは、この要綱の規定に従わなければならない。

一宮市宅地内汚水ポンプ施設設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市補助金等交付規則（昭和37年規則第18号）に定めるもののほか、一宮市宅地内汚水ポンプ施設設置事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地内汚水ポンプ施設 汚水を公共下水道に排除するため、建築物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）が設置する施設（建築物の地階から排出される下水を排除するために必要な施設を除く。）で、汚水槽、汚水ポンプから公私境界までの圧送管、汚水ポンプ及びこれに伴う電気設備等をいう。
- (2) 低宅地 地盤が低い等のために、自然流下で汚水を公共下水道に排除することができない土地（所有者等の都合により、人為的に低位置となった土地を除く。）をいう。
- (3) 共同宅地内汚水ポンプ施設 複数の者が共同で使用する宅地内汚水ポンプ施設をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、低宅地あるいは水路等が障害となり、自然流下で汚水を公共下水道に排除することが困難な家屋等において、公共下水道を使用するために宅地内汚水ポンプ施設を設置しようとする者に対して、当該設置費用の一部を補助することにより公共下水道の利用を促進することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、水道事業等管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域となったとき若しくは処理予定区域（処理区域とするための整備工事が現に行われている区域をいう。）となったときに、当該区域内に現存し、利用に供される家屋等を有し、かつ、当該家屋等に係る排水設備工事と併せて宅地内汚水ポンプ施設を設置する個人であること。（官公署、会社及びその他法人でないこと。）
- (2) 宅地内汚水ポンプ施設を設置しようとする土地に係る所有権及びその他の権利を有する者が、宅地内汚水ポンプ施設設置について承諾していること（様式第9号）。
- (3) 供用開始告示後、3年以内に宅地内汚水ポンプ施設を設置すること。
- (4) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第6条に規定する措置の対象となる者でないこと。
- (5) 水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (6) 市税等を滞納していないこと。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う宅地内汚水ポンプ施設設置事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地内污水ポンプ施設設置工事費及び当該工事に伴う電気設備工事費
- (2) 汚水槽築造工事費
- (3) 汚水ポンプから公私境界までの圧送管工事費

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず補助金の額は、80万円を限度とする。

3 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(併用の禁止)

第8条 補助金の交付対象工事は、一宮市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規程の第2条第1号及び同条第2号の「その他の排水設備工事」には含めないものとする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、宅地内污水ポンプ施設設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 宅地内污水ポンプ施設設置工事設計書、ポンプ・槽構造図及びポンプ能力算定資料
 - (2) 宅地内污水ポンプ施設設置工事設計図(平面図及び構造図)、宅地内排水設備工事図面、制御施設配線図及び制御盤構造図
 - (3) 工事費見積書の写し
 - (4) 市税の完納証明書
 - (5) その他管理者が必要とする書類
- 2 共同宅地内污水ポンプ施設を設置する場合は、補助事業者の中から代表者を選出し申請代表者委任状（様式第10号）を提出する。代表者は、前項の手続きを行うものとする。

(交付の決定等)

第10条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし宅地内污水ポンプ施設設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。決定通知を受けた申請者は、工事請負契約書の写しを提出し決定の日から3月以内に宅地内污水ポンプ施設設置工事と同時に当該建物の排水設備の改造等を一宮市下水道排水設備指定工事店にて施工完了しなければならない。

2 管理者は、補助金の交付を不適当と認めるときは、交付しない旨を決定し、宅地内污水ポンプ施設設置事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 管理者は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、第1項の決定に条件を付することができる。

(計画変更)

第11条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画の変更又は計画を中止する場合は、直ちに宅地内污水ポンプ施設設置事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、額の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の規定による宅地内污水ポンプ施設設置事業補助金変更承認申請書を受

理したときは、変更内容を審査し、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第12条 管理者は、前条第2項の規定により当該補助金の交付額の変更を承認したときは、宅地内汚水ポンプ施設設置事業補助金変更決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(工事の完了)

第13条 第9条又は前条の決定通知を受けた申請者は、当該決定通知の属する年度の末日までに当該補助事業を完了しなければならない。

(実績報告)

第14条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過する日までに、宅地内汚水ポンプ施設設置事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出し工事の完了検査を受けなければならない。

- (1) 補助金交付(変更承認)申請時に提出した図面の竣工図面
- (2) 補助事業に要した費用の請求書及び領収書の写し(補助対象分内訳がわかるもの)
- (3) 工事写真(着手から完了までの工事過程がわかるもの)
- (4) その他管理者が必要とする書類

(補助金額の確定)

第15条 管理者は、前条第1項の宅地内汚水ポンプ施設設置事業実績報告書が提出されたときは、その内容を検査し、合格と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宅地内汚水ポンプ施設設置事業補助金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 前条の宅地内汚水ポンプ施設設置事業補助金確定通知書を受領した申請者は、宅地内汚水ポンプ施設設置事業補助金請求書(様式第8号)により、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

2 管理者は、前項の請求に基づき30日以内に当該額を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第17条 管理者は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは管理者の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第4条第4号、第4条第5号又は第4条第6号に該当することが判明したとき。
- (6) その他管理者が補助金の運用を不相当と認めるとき。

(維持管理)

第18条 申請者は、補助を受けて設置した宅地内汚水ポンプ施設を正常に機能させるため、適切な維持管理に努めなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

既に供用開始をしている区域については、令和4年3月31日まで適用する。